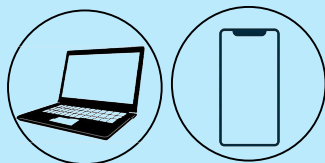


廿日市市育児休業等代替任期付職員登録試験 受験案内【行政事務・保健師】

申込
方法



パソコン、スマートフォンから申込み！

登録試験受験申込みはこちらから



試験回次	申込受付期間	第1次試験 合格発表日	第2次試験日	第2次試験 合格発表日
第1回	5月20日(火)～ 5月31日(土)	6月11日(水)	6月21日(土)	7月2日(水)
第2回	6月1日(日)～ 6月30日(月)	7月9日(水)	7月19日(土)	7月30日(水)
第3回	7月1日(火)～ 7月31日(木)	8月6日(水)	8月16日(土)	8月27日(水)
第4回	8月1日(金)～ 8月31日(日)	9月10日(水)	9月21日(日)	10月1日(水)

※ 登録状況によって、申込受付を停止する場合があります。

※ 受験申込みは、インターネットによる申込みのみとし、上記QRコードからのアクセスのほか、廿日市市ホームページからも申込み可能です。

【 育児休業等代替任期付職員とは 】

任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合、その期間を限度に任期を定めて採用する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用します。また、任期については、職員の育児休業請求期間又は配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間が更新された場合、任期についても更新となる場合があります。

1 試験区分・登録予定人数等

職種	登録予定人数	職 務 概 要
行政事務	5人程度	市長事務部局等における所管事業に関する企画・立案業務などの一般行政事務に従事します。
保健師	2人程度	市長事務部局等における母子、高齢者、障がいのある人等の保健福祉に関する相談・支援のほか、専門性を生かした地域活動を通じて、市民の健康づくりをサポートする業務に従事します。

※ 登録予定人数は、本試験全体における人数です。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの全ての要件に該当する人が受験できます。

(1) 次の資格要件に該当する人

職種	受 験 資 格
行政事務	昭和40年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在で59歳以下の人）
保健師	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、 <u>保健師の資格を有する人</u> （令和7年4月1日現在で59歳以下の人）

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(3) 次のアからエのいずれにも該当しない人

ア 禁錮（令和7年6月1日から拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験方法

(1) 第1次試験

職種	試験科目	試 験 内 容
全区分	書類選考	申込時に提出のあったエントリーシートによる書類選考

※ 1ページに記載の「第1次試験合格発表日」に、採用管理システムにて「第1次試験結果通知」及び「第2次試験受験通知」を送付します（第1次試験不合格の場合は、第1次試験結果通知のみを送付します。）。

(2) 第2次試験

第1次試験に合格された方は、1ページに記載の第2次試験日に次の試験を受験していただきます。

職種	試験科目	問題形式	試験時間	試 験 内 容
行政事務	事務能力検査	択一式	40分	職場における事務能力についての検査
全区分	小 作 文	記述式	40分	文章による考え方や感じたことの記述
全区分	職場適応性検査	択一式	15分	職場における適応性についての検査
全区分	個 別 面 接			主として協調性、積極性及び識見等についての面接

※ 試験開始時間及び試験会場（廿日市市内）については、第2次試験受験通知によりお知らせしますので、必ず確認してください。

4 合格発表

合格発表は、1 ページに記載の合格発表日に、合格者の受験番号を午後 2 時から市役所掲示場に掲示するほか、市ホームページに掲載するとともに、受験者全員に結果を採用管理システムにて通知します（電話での可否の問合せは受け付けません。）。

5 第2次試験受験上の注意事項

- (1) 受験票を、試験当日持参してください。
第1次試験合格発表日の約2日前までに登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送付します。第2次試験受験までに「マイページ」からダウンロード・印刷してください。
- (2) 試験会場及び近隣施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません。
- (3) 試験当日は、昼食が必要になる場合があります。必要に応じ、各自で用意してください（ごみは持ち帰っていただきます。）。
- (4) 試験会場は、全面禁煙です。
- (5) 試験会場において補助具など配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず連絡してください。
- (6) 受験資格がないことや申込内容が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。

6 育児休業等代替任期付職員登録試験について

- (1) 育児休業等代替任期付職員登録試験の合格者は、登録試験合格者名簿に登録され、育児休業の請求や配偶者同行休業の申請があった場合に、名簿の中から選考により採用されます。
※ 登録試験合格者名簿の登載期間は、**合格発表の日から令和10年3月31日**までです。登録予定者数については、若干変更になる場合があります。また、職員の育児休業の請求や配偶者同行休業申請状況によっては、登録試験合格者名簿に登録されても採用されない場合があります。
※ 登録期間中は、育児休業等が発生するまで、原則待機となりますが、他のアルバイト等をしたからといって、登録を抹消することはありません。
- (2) 育児休業等代替任期付職員の任期は概ね1年以上3年未満で、職員の育児休業請求期間や配偶者同行休業申請期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の休業期間に更新があった場合は、任期が更新されることがあります。

7 申込方法

受験の申込は、廿日市市ホームページ又は1 ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

※ 申込みにあたっては、**廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。**

※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できません。

8 勤務条件等について

- (1) 育児休業等代替任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（勤務時間、休

暇等)については、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。ただし、育児休業を請求することはできません。

(2) 給料、手当など

令和7年4月1日時点の給料月額については、学歴や職歴等に応じて下表の範囲内で決定されます。

職種	給料月額
行政事務	183,500 円 ～ 258,100 円
保健師	

※ 給与改定等により変更となる場合があります。

※ このほかに、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

なお、各学校新卒者の地域手当を含めた初任給（令和7年4月1日現在）は次のとおりです。

大学新卒者（約 232,000 円） 短大新卒者（約 220,000 円） 高校新卒者（207,000 円）

9 個人情報の取扱い

本試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、受験に際して提出された書類は返却しません。

10 その他

- (1) この試験は、廿日市市の機関に勤務する育児休業等代替任期付職員の登録試験であって、国家公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんので注意してください。また、育児休業等代替任期付職員への登録は、廿日市市職員（任期の定めのない常勤職員）の採用の際に優先されるものではありません。
- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げを実施する場合は、廿日市市職員採用試験ホームページでお知らせします。

問合せ先（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

廿日市市総務部人事課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号(廿日市市役所2階)

電話(0829)30-9104 (ダイヤルイン) FAX(0829)32-1059

廿日市市
ホームページ

